

電子商取引に関する消費者保護規則の改正 ～マレー語表記の義務化～

2025年8月

One Asia Lawyers Group

マレーシア担当

日本法弁護士 橋本 有輝

マレーシア法弁護士 Najad Zulkipli

1. はじめに

マレーシア政府は、電子商取引取引に関する消費者保護規則（Consumer Protection (Electronic Trade Transaction) Regulations 2024）」（以下「本規則」）の施行を発表した。本規則は、従来の2012年に施行されたものを置き換えるものであり、オンラインプラットフォームを通じてマレーシア国内の消費者に商品またはサービスを提供するローカルの販売者・事業者を対象とするものである。



本規則は、典型的には、Shopee、Lazada といった EC サイトにおいて、商品を販売している事業者に課せられる。このように、本規則は、マレーシアにおけるウェブ上のマーケットプレイスで商品を販売する企業に影響があるため、ここで取り上げた。

2. 企業に求められる留意点

(1) バハサ・マレー語による情報表示が義務化

本規則第4条により、オンラインマーケットプレイス上で消費者に対して表示される重要な情報について、マレーシアの国語（バハサ・マレー語）による記載が義務化された。バハサ・マレー語以外の言語による併記も許容される。

(2) 適用対象となる企業

本規則における「オンラインマーケットプレイス」とは、電子的手段によって提供される取引プラットフォームを意味し、上記表示義務は「販売者（online marketplace supplier）」に対して課される。

この点、EC サイトの運営者が上記義務を負うのではなことに注意が必要である。なお、EC サイト運営者は、「運営者（online marketplace operator）」と定義されており、別の義務を負う（後述）。

(3) マレー語での表示が要求される範囲

本規則第4条に基づき表示が求められる情報は、以下の通り別表に定められている。

- 販売者の氏名、ウェブサイト、メールアドレス等の情報
- 商品またはサービスの主要な特徴に関する記載
- 価格、送料、支払方法
- 売買契約に関する条件
- 商品の配送またはサービス提供に要する目安時間
- 所轄官庁により定められた安全・衛生基準への適合証明（該当する場合）

(4) 企業のコーポレートサイトは対象となるか

本規則の言語表示義務は、「オンラインマーケットプレイス」に該当しない限り、企業のコーポレートウェブサイトには適用されない。

たとえば、製品説明や企業情報のみを掲載する情報提供目的のウェブサイトであって、購入・注文機能を備えていない場合には、本規則の適用対象外となる。

ただし、政府より今後補足的な通達等が発出された場合には、その内容により適用範囲が修正される可能性もあるため、継続的な確認が求められる。

(5) その他の新設義務

本規則は、言語表示義務のほかにも、以下のような義務を定めている。

① 再配達および追加サービスの提供（第5条）

商品に重大な不一致や欠陥がある場合には、販売者が再配達費用を負担し、提供するサービスは合理的に適合したものでなければならない。

② エラー訂正および注文受領の確認（第6条）

購入者が注文前後にエラーを訂正できる手段を用意し、注文の受領を速やかに確認する義務がある。

(6) マーケットプレイス運営者の義務

本規則において、バハサ・マレー語表示義務は販売者に課されるものであるが、運営者（Shopee、Lazada、TikTok Shop など）にも一定の責任が課されている。

同規則第7条によると、運営者には以下の義務が定められている：

- 出品者による表示内容が、バハサ・マレー語を含めて適切に開示されていることを確認する義務
- 消費者による苦情申立てが可能なチャネルを提供する義務
- 規則に違反する広告を防止する義務

これらの義務を果たすために、運営者は社内規定の整備や技術的対応等を講じる必要があり、詳細は今後当局（KPDN）より発出される方針に基づいて対応が要求される見込みである。

また、本規則第8条は、運営者に対して、販売者に関する記録を3年間保存する義務を課している。

3. 施行時期

当初、施行期限は2025年6月24日とされていたが、現在KPDNにおいて見直し作業が進められている。KPDNは主要なマーケットプレイス運営者との協議を実施し、懸念事項への対応およびフィードバックの収集を行ったうえで、2025年8月末までに正式な施行日程と包括的なガイドラインを公表する予定である。

もともと、本規則自体はすでに官報にて公布され法的効力を有しているため、施行日が確定していないことは免除を意味するものではない。たとえばShopeeでは、すでに自動翻訳ツールや出品者向けのQ&Aガイドラインを導入するなど、先行的な対応が見られる。

4. 違反に対する罰則

本規則第9条により、同規則に違反した者は犯罪として処罰対象となる。消費者保護法第145条に基づく一般的な罰則は以下のとおりである。

- 個人に対しては、最大5万リングの罰金、または3年以下の懲役、またはその両方
- 法人に対しては、初犯で最大10万リング、再犯以降は最大20万リングの罰金、および1日あたり1,000リングの継続違反金

5. 最後に

上記につき、ご質問がある場合、またはこれらの変更に関しサポートが必要な場合は、当社の専門家チームがお手伝いいたします。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Groupは、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

< 著者 >

**橋本 有輝****One Asia Lawyers Group マレーシアオフィス
弁護士（日本）**

2005年神戸大学法学部卒業、2008年関西学院大学法科大学院修了、同年司法試験合格、その後日本で独立し、3つの事務所を持つ法律事務所の代表弁護士を務める。建設業、不動産管理業、システム開発業、地方自治体、政党等、幅広い業種の顧問を務める。主な分野は、商業・企業アドバイザー業務、不動産処分・買収、技術ベースの契約交渉など多岐にわたる。ワンアジア・ロイヤーズに入所後は、主に一般的な企業法務、ジョイント・ベンチャー、M&A、事業譲渡、株式資本の再編、海外投資、規制遵守、コーポレート・ガバナンス、雇用法、労働法関連のクロスボーダー取引の構築と処理に注力している。

yuki.hashimoto@oneasia.legal**Farhatun Najad Zulkipli****One Asia Lawyers Group マレーシアオフィス
弁護士（マレーシア）**

マレーシアの弁護士資格を持ち、マラヤ高等法院の法廷弁護士でもある。企業内および個人事務所での長年の経験があり、主な分野は、商業・企業アドバイザー業務、不動産処分・買収、技術ベースの契約交渉など多岐にわたる。2021年にワンアジア・ロイヤーズに入所後は、主に一般的な企業法務、ジョイント・ベンチャー、M&A、事業譲渡、株式資本の再編、海外投資、規制遵守、コーポレート・ガバナンス、雇用法、労働法関連のクロスボーダー取引の構築と処理に注力している。

najad.zul@oneasia.legal